

長期欠席者等を対象とした 特別選抜の導入について（リーフレット）



中学校では、学校に行きたくても行けずに、欠席が多くなってしまった。でも、自分なりに勉強は続けてきたから、高校では再出発したい！クラスの間と教室で学びたい！だけど、調査書の評価に自信がないから、志望校への出願は難しいのかなあ・・・。

あきらめないで！山梨県内の県立高校では、調査書を用いない入試制度を実施しています。

* 甲府市立甲府商業高校においても特別選抜を実施しています。

どのような入試制度？

◎全日制後期募集検査及び定時制検査において、長期欠席者等を対象とした特別選抜を実施します。

- ・5教科の学力検査と個人面接で合格者を決定します。
※調査書は合否判定の資料には用いません。
- ・個人面接では、高校入学後の意欲等を確認します。



どうやって出願するの？

◎出願時に、「特別選抜」を選択して出願します。

- ・一般選抜（学力検査及び調査書による選抜）との併願はできません。
- ・受検生本人は「特別選抜の出願に係る自己申告書」、
在籍校の校長は「特別選抜出願資格確認書」を提出します。
- ・学力検査では、一般選抜を参考とした合格ライン(最低点)を設けます。



出願の具体的な基準（出願条件）や定員はどうなるの？

◎出願できるのは、県内在住または県内中学校在籍の中学校3年生で、次の条件(1)(2)を満たす者とします。

(1)長期欠席者等*で特別選抜による出願を希望する者

- (1) *「長期欠席者等」とは、欠席が年間30日以上、及び欠席が30日未満の者のうち在籍校において教室での学びが十分にできていない者で次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) ・病気や家庭的な事情（いわゆるヤングケアラー等）などで欠席が多い者
 - (1) ・保健室や教育支援センター、フリースクールへの登校等により
 - (1) 在籍校において出席扱いになっている者

(2)在籍する学校の校長が特別選抜による出願を認める者

◎定員は各高等学校で定めます。

- ・学校の規模により各校2～4名程度を想定しています。



10月：入学者選抜実施要項（公表予定） 11月：Q & A②（県教委HP掲載予定）

出願や受検等に関する相談は、今後公表する資料なども参考に、学校の先生または県教育委員会教育企画室までご連絡ください。